児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

〇児童買春、 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)

3		2	第	第		
3 [同下]		2 [同下]	第二条 [同下] (定義)	第一条 [同下] (目的)	に関する法律 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等	改正案
できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが配下に置いている者配下に置いている者 見童の保護者 (親権を行う者、未成年後見人その他の者で、三 児童に対する性交等の居族をした者	下ょ日性を	2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対う。	第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をい(定義)	り、児童の権利を擁護することを目的とする。 有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることによに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノ権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の(目的)	に関する法律に関する法律ののにののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	現行(本則の全条文)

2 [同下]

第三条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害し(適用上の注意) のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。 を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的 ないように留意し 児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童

第四条 (児童買春) [同下]

(児童買春周旋)

第五条 同下

(児童買春勧誘

第六条 同下

より認識することができる方法により描写したものをいう。の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚に理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他

- 係る児童の姿態 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に
- る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激する他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触
- 奮させ又は刺激するもの
 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興

第三条 ないように留意しなければならない 一条 この法律の適用に当たっては、(適用上の注意) 国民の権利を不当に侵害し

(児童買春

罰金に処する。 第四条 児童買春をし た者は、 五年以下の懲役又は三百万円以下の

(児童買春周旋

第五条 び千万円以下の罰金に処する。 児童買春の周旋をすることを業とした者は、七年以下の懲役及万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 児童買春の周旋をした者は、五年以下の懲役若しくは五百

2

(児童買春勧誘

第六条 勧誘した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように

2)た者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業と、又はこれを併科する。

(児童 ポ ル 所持等 の禁止)

六条の二 第三項各号のいず ことができる方法に てはならない。 何人 ŧ ħ より描写した情報を記録した電磁的記録を保 かに掲げる児童の姿態を視覚により認識する だりに 元童ポル ノを所持 L 又 は は第二条

、児童ポル 所持 提供等

第七条 た情 的 好奇 報を記録した電 0 自己の性的好奇心を満たす 姿態を視覚により認 心を満たす 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 自的 磁的 記録を保管した者も 第 識 することが 条第三 自的で 一項各号の できる方法により描 児童 V ボ 同 様とする ず ル れかに掲げる を 自己の性 所 持 写し した

2 同下」

3 |同下]

4 を製造した者も、第二項と同様とする。体その他の物に描写することにより、当かに掲げる姿態をとらせ、これを写真、 こその他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれ

5 同下

6

|同下]

新 設

(児童ポ ル 提供等

_新設]

第 2 搬し、 方法により描写した情報を記録した電磁的 い以 t する。同項に掲げる行為の目的で、 供した者も、 、る。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管し、し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様・前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、R ス法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提がれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる公下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号の1条 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円1条 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円 同様とする。 同項と同様とし、所持し、運 た

3 体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれ を製造した者も、第一項と同様とする。

者も、

同様とする。

4 方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不いずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号の列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、 定又は多数の者に提供した者も、 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳 同様とする。

項に掲げる行為の目的で、 又は本邦から輸出の目的で、児童ポー ルノを製造し、 した者も、 同項と同 所持し、 様 لح 運

5

7 は 外国から輸出した日本国民も、第五項に掲げる行為の目的で、 同 児童ポル 1項と同様とする。 ノを外国に輸入し、 又

第 八条 (児童買春等目 [同下] 的 人身売買等

2 同下

3 同 下

童の年齢の知

第九条 して、 規定による処罰を免れることができない。 き この 第五条、 児童を使用する者は、 限りでない。 第六条、 第七 |ができない。ただし、過失がないと||条第二項から第七項まで及び前条の 児童の年齢を知らないことを理由と

玉 民 の国外犯

第十条 は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。に第八条第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)の罪、十条 第四条から第六条まで、第七条第一項から第六項まで並び

(両罰規定)

第十一条 するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。は第七条第二項から第七項までの罪を犯したときは、行為者を罰他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条、第六条又十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

(捜査 及び公判における配慮等

件の捜 (査及び公判に職務上関係のある者(次項において「職務関) 第四条から第六条まで、第七条及び第八条の罪に係る事 第四条から第六条まで

> 者も、 する。 同様とする。 同項に掲げる行 為 0 目 的 で、 同 項 0 電 磁的 記録を保管した

6 は外国から輸出した日本国民も、第四項に掲げる行為の目的で、 児童ポル 同項と同様とする。 ノを外国に輸入し、 又

《児童買春等目的人身売買等》

第

八条 の懲役に処する。を製造する目的で、 を製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を描写して児童ポルノ八条。児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条

上の有期懲役に処する。は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐さ 前二項の罪の未遂は、一の有期懲役に処する。 誘拐され、 二年以てれ、又

罰する。

3

2

(児童の年齢 の知 情

第九条 ない。ただし、過失がないときは、この限りでない。して、第五条から前条までの規定による処罰を免れることができれた。児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由と

(国民の国外犯

第十条 は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。に第八条第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)の二十条 第四条から第六条まで、第七条第一項から第五項まで並 第四条から第六条まで、第七条第一 の 並 び

(両罰規定)

第十一条 までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条から第七条十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その に 対して各本条の罰金刑を科する。

(捜査及び公判に おける配慮等)

第十二条 職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、千二条 第四条から第八条までの罪に係る事件の捜査及び公判に

なければならない。性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害怪者」という。)は、その職務を行うに当たり、 その名誉及び尊厳を害しない 児童の いよう注意しい人権及び特

2 同下」

事等の掲載等の禁止

第十三条 ことを推知することができるような記事若しくは写真又は放送番 組 の名称、住居、 件に係る児童については、その氏名、 を、 新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならない。 第四条から第六条まで 容貌等により当該児童が当該事件に係る者である 第七条及び第八条の罪に係る事 年齢、 職業、就学する学校

啓発及び調査研究

児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努 提供等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであ十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの所持、 めるものとする。 ることに鑑み、これらの行為を未然に防止することができるよう、

2 0) 行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。 国及び地方公共団体は、 児童買春、 児童ポル ノの 所持、 提供等

インターネットの利用に係る事業者の努力)

する電気通信役務をいう。) てはその 通 ことに鑑み 信事業法 発信又はその情報の 四 ネットを利用したこれらの行為の防止に資するための づき児童ポ 一条の二 提供等の行為による被害がインターネットを通じて容易に拡 これにより 廃 棄 ル 昭和五十九年法律第八 捜 インター 査機 削 除等による児童の権利 一旦国内外に児童ポルノが拡散した場合におい 関 係る情 -ネット 閲覧等の \mathcal{O} :報の送信を防止する措置その他 協 を提供する事業者は、児童ポ 芀 を利用した不特定の者に対する情 ために必要な電 当 十六号) 該事業者が有する管理 回復は著しく困 第一 気通信役務 一条第三号に規定 措置を講 難になる ル 性権限に ノの インタ (電 気 所

> に、その名誉及び尊厳を害その職務を行うに当たり、 その名誉及び尊厳を害しないよう注意し、職務を行うに当たり、児童の人権及び特 しなければならない。特性に配慮するととも

2 等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努めるも国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、児童の人権、特性 \mathcal{O} とする。 人し、

(記事等の掲載等の禁止

第十三条 出版物に掲載し、又は放送してはならない。できるような記事若しくは写真又は放送番組を、新聞紙その他のにより当該児童が当該事件に係る者であることを推知することが ては、その氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、 第四条から第八条までの罪に係る事件に係る児童につ 容 貌 等 11

啓発及び調 査 研 究

第十四条 めるものとする。
「児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努にかんがみ、これらの行為を未然に防止することができるよう、の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることが一四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの提供等

2 \mathcal{O} 防止に資する調査研 国及び地方公共団 一体は、 ·究の推進に努めるものとする。 :は、児童買春、児童ポルノのB ノの提供. 等 0) 行 為

新設

ずるよう努め るも 0 とす

五心 有 害な影響を受けた児童 保

第 て成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設へのの受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保っその心身の状況、その置かれている環境等に応じ、当該児童がそり心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、 る。 買春 入所その 所その 0 相手方となっ 厚 他 生労働 の必要な保護のための措置を適切に 玉 省 たこと、児童ポルノに描写されたこと等都道府県又は市町村の関係行政機関は、、法務省、都道府県警察、児童相談所、 ノに描写されたこと等によ 講ずるも 0) とす 児 福 童 祉 第

2 対し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。項の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に前項の関係行政機関は、同項の措置を講ずる場合において、同

第 十六条 (心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制 [同下] 0 整備

協 力 0 推

第 す国び る際 等件 七 0 な 適 調 玉 査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものと正かつ迅速な捜査のため、国際的な緊密な連携の確保、は、第四条から第八条までの規定に係る行為の防止及

の相理いにポ $\ddot{+}$ に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれてたルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童-五条 関係行政機関は、児童買春の相手方となったこと、児童(心身に有害な影響を受けた児童の保護) 措置を適切に講ずるものとする。
「談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のため、前に回復し、個人の尊厳を保って成長することができるよう、「る環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心

2 相談、指導その他の童の保護のため必要と、関係行政機関は、 の措 |要があると認めるときは、その保護者に対し、前項の措置を講ずる場合において、同項の| :置を講ずるものとする。 į

よう、これらの児童の保児童について専門的知識児童ポルノに描写された 児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備等必要な体要とする場合における関係機関の連携協力体制の強化、これらの童の保護を行う者の資質の向上、これらの児童が緊急に保護を必よう、これらの児童の保護に関する調査研究の推進、これらの児 制の整備に努めるもの児童の保護を行う民間 心身に有害な影響を受けた児童の保護のため 国及び地方 写されたこと等により心身に有害な影響を受け 方公共団体は、児童買春の相手方となったこと、 知識に基づく保護を適切に行うことができる とする。 の体制の整備 た

、国際協 力 の推 進

第 す国事 際的の -七条 Gな調査研究の推進その他の国)適正かつ迅速な捜査のため、「国は、第四条から第八条ま |進その他の国際協力の推進に努めるもり捜査のため、国際的な緊密な連携の確にから第八条までの罪に係る行為の防止| 推進に努めるもの 保、 及び

許 可 \mathcal{O}

改

正

案

の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が? 次

の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起る罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、そ一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げ 算して五年を経過しない者

イ~ニ

等に関する法律 六条まで 児童買春、 第七 児童ポ (平成十一年法律第五十二号) 第四条から第童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護 条又は第八条の罪

、 〜 ヲ 略

2 { 4 三~九 略

、興行場営業の規

第三十五条 公安委員会は、興行場営業(第二条第六項第三号の営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 第三十五条 の保護等に関する法律第七条第二項から第七項までの罪を犯したの保護等に関する法律第七条第二項から第七項までの罪を犯したの保護等に関する法律第七条第二項から第七項までの罪を犯したが、当該営業に関し、刑法第百七十四条若しくは第百七十理人等が、当該営業に関し、刑法第百七十四条若しくは第百七十四条が、当該営業に関し、刑法第百七十四条若しくは第百七十四条が、当該営業に関し、刑法第百七十四条若しくは第百七十四条が、当該営業に関し、刑法第三十四条若しくは第三十五条 公安委員会は、興行場営業(第二条第六項第三号の営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

俗物品販売等営業の規制

第三十五条の二(特定性風俗的 号の営業に該当するものを除く。以下「特定性風俗物品販売等営第六項第五号の政令で定める物品を含むものに限るものとし、同くは貸し付ける営業(その販売し、又は貸し付ける物品が第二条 公安委員会は、 店舗を設けて物品 を販 売し、若し

> 許 可

> > 現

行

第 匹 各号のいずれかに該当するときは、:1条 公安委員会は、前条第一項の許. 許可をしてはならない。 可を受けようとする者が 次

同上

の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起る罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、そ一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げ 算して五年を経過しない 者

イ〜ニ [同上]

八条までの罪等に関する法律 ·に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護

へ〜ヲ 同上

三~九 [同上]

2 \ 4

、興行場営業の規

第三十五条 営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む興行場営業について、の保護等に関する法律第七条の罪を犯した場合においては、当該五条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童理人等が、当該営業に関し、刑法第百七十四条若しくは第百七十 の保護等に関する法律第七条の罪を犯した場合においては、当該五条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童理人等が、当該営業に関し、刑法第百七十四条若しくは第百七十業を除く。第三十八条第二項において同じ。)を営む者又はその代三十五条 公安委員会は、興行場営業(第二条第六項第三号の営 を命ずることができる。
六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は 部 の停 止

特定性風俗物品販売等営業の規制

第三十五条の二 公安委員会は、 号の営業に該当するものを除く。以下「特定性風俗物品販売等営第六項第五号の政令で定める物品を含むものに限るものとし、同くは貸し付ける営業(その販売し、又は貸し付ける物品が第二条 店舗を設けて物品を販売し、若

業」という。)を営む者又はその代理人等が、当該特定性風俗物品 販売等営業に関し、刑法第百七十五条の罪又は児童買春、児童ポ ルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第七条第 「項から第七項までの罪を犯した場合においては、当該特定性 経物品販売等営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む特定性 経物品販売等営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む特定性 の場別を犯した場合においては、当該特定性風 を選出を がいるののできる。

業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 一条第六項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける む者に対し、当該施設を用いて営む特定性風俗物品販売等営業を営 罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営 罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営 罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営 罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営 のので定める物品を販売し、又は貸し付ける のので定める物品を販売し、又は貸し付ける のので定める物品を販売し、又は貸し付ける に関する法律第七条の ののできる。

改 正 案

ビ デ IJ ク 方式に よる証 人尋 問

手内在人場のに席の合 百 - の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によこに限る。) にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相信席する場所以外の場所(これらの者が在席する場所と同一の構べの意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために%合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護ュ五十七条の四 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する 尋問することができる。

項の罪 び 児童福: |条から 児童 第 4の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第1項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及が若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十4福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第一 第六条ま で 第七条若しくは 第八条の罪 の被害者

略

2 略

まは、被害者特定事項(氏名及び住所その他の当該事件の被害者所の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。)若しくは当該被害系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。)若しくは当該被害の出版者、直見ないて、当該事件の被害者等(被害者又は被害者が死亡した場合若能害者特定事項の保護) 第二百九十条の二 かにし な 旨の決定をすることができる。

項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、 祉法第六十条第一 項の罪若しくは同法第三十四条第 児童 ポ

現

行

才 ンク方 式 ょ る 証 人尋問

第百五十七条の四 手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によ内に限る。)にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相在席する場所以外の場所(これらの者が在席する場所と同一の構人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護 つて、 [同上] 裁判所は、 次に掲 げる者を証人として尋 検察官及び被告人又はる者を証人として尋問 す

び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十 [同上] 四条から第八条までの罪の被害者 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十 ·四号)第六十条第

2 3 同上

第二百九十条の二 があるときは、被告人又は弁護人の意見を恵き、目前:1、おおの法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。)若しくは当該被害系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。)若しくは当該被害系の親族若しくは兄弟姉妹をいて、当該事件の被害者等(被害者又は被害者が死亡した場合若第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合にお 明らかにしない旨の を きは、被害者特定事項 被害者特定事項 被害者等(裁判所は、

(第九号に係る同法第六十条第二 児童福祉法第六十条第 項の罪若しくは同法第三十四条第 項の罪又は児童買春、 児童 ポ

〇組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)(附則第五条関係)

六十九
一~六十九 [略] 一~六十九